

都市計画区域マスタープラン 見直し基本方針について

令和6年7月9日（火）

市役所 特別会議室

【兵庫県資料を抜粋】

1 都市計画区域マスタープラン見直し基本方針の目的・位置づけ等

目的

- 本県では、社会経済情勢の変化に対応するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という）について、概ね5年ごとに見直しを行っており、このたび2025年（令和7年）度に見直しを行うにあたり、都市計画の基本的視点や、現状・課題、目指すべき県全体及び地域ごとの都市づくりの方向性・方針等を取りまとめた見直し基本方針を定める。

位置づけ

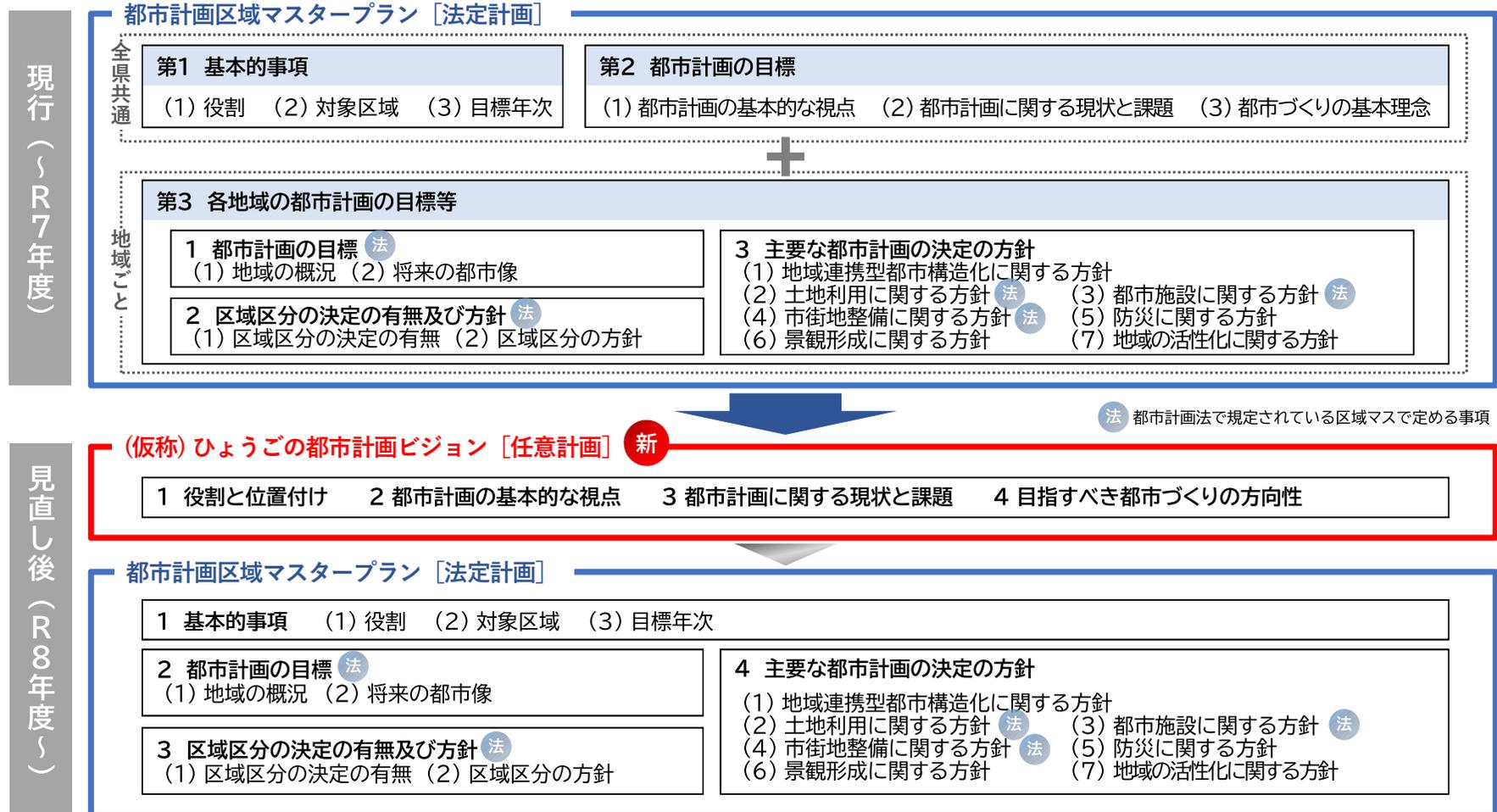
- 本見直し基本方針に即して都市計画区域マスタープラン（法定計画）を作成するものとする。
- また、後述の「2 都市計画区域マスタープランの構成の見直し」のとおり、2025年（令和7年）度の見直しにおいては、県全体の都市計画における方向性や考え方を示す方針として「（仮称）ひょうごの都市計画ビジョン」（任意計画）を新たに作成することとし、同ビジョンについても本見直し基本方針に即して作成するものとする。

■ 都市計画区域マスタープラン見直し（R7年度）のスケジュール

	R5(2023)年度	R6(2024)年度	R7(2025)年度
見直し基本方針	都市計画審議会 専門委員会で検討 → ★策定		
（仮称）ひょうごの都市計画ビジョン	素案作成	市町・関係課協議 → パブ コメ等 → ★策定	
都市計画区域マスタープラン	素案作成	市町・関係課協議 & 国協議	都市計画決定・告示★ 都市計画手続き

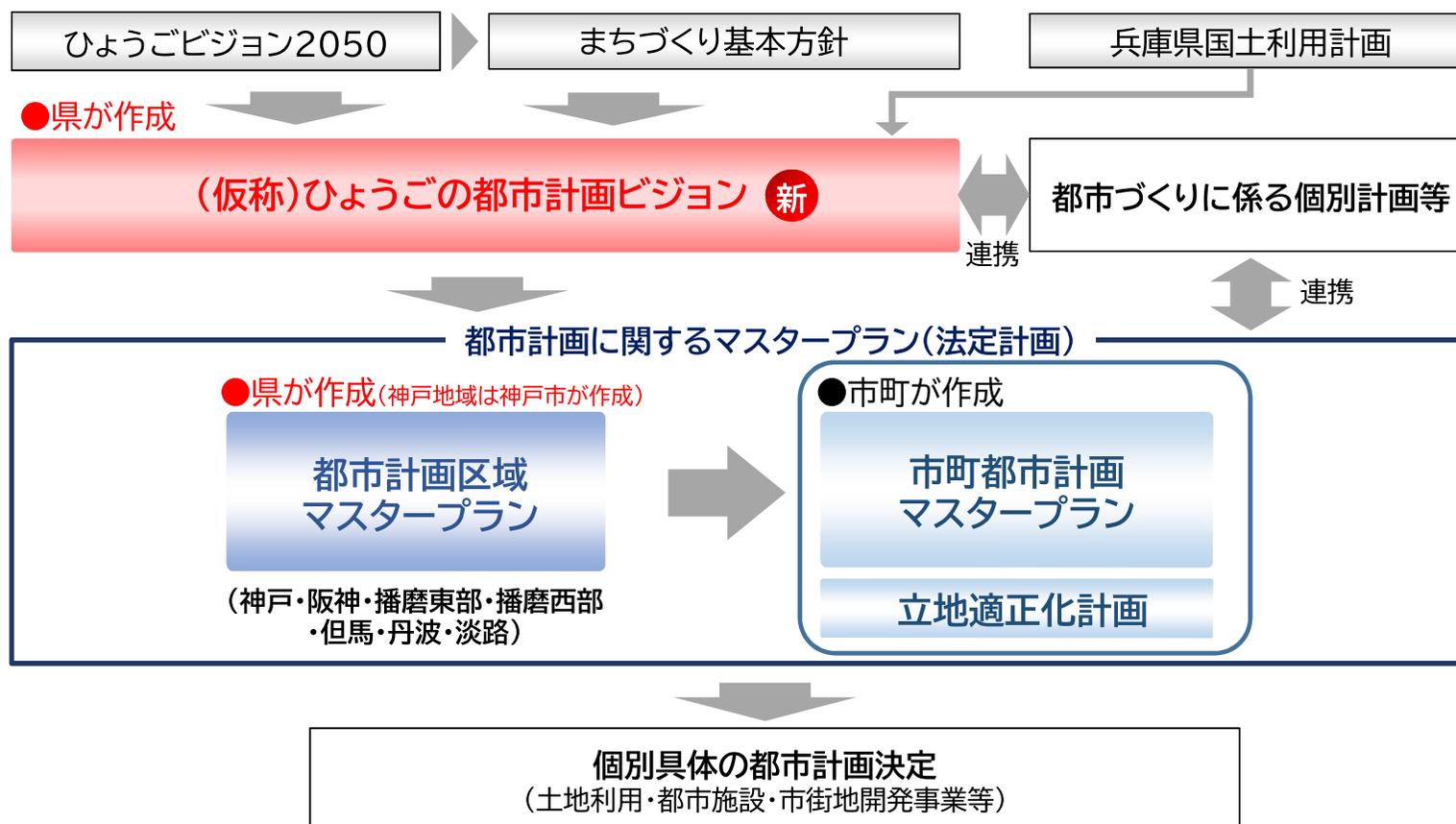
2 都市計画区域マスタープランの構成の見直し

- 本県の現行の都市計画区域マスタープランは、全県共通として、県全体の都市計画に係る現状課題や都市づくりの基本理念を示し、それに地域毎の都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針といった法で規定されている事項がぶら下がる二段構成となっている
- 今回の見直しにおいては、①県民に対する分かりやすさ、②神戸市決定を含む全地域の都市計画区域マスタープランとの関係の整理・明確化を主な目的として、全県共通の事項を全県域を対象とする広域の方針「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」として一つにまとめ、これに即して、各都市計画区域マスタープランを作成するものとする



2 都市計画区域マスタープランの構成の見直し

- 「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」は、県が任意で定めた計画で法定計画ではないが、本県の上位計画で、県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」と県のまちづくり施策の総合的な方針である「まちづくり基本方針」に即して、広域的な視点に立ち、都市づくりの目標等を定めた方針であり、県全体の都市計画における方向性や考え方を示したビジョンとして位置づける。
- 県又は神戸市が作成する各都市計画区域マスタープランや、市町が作成する市町都市計画マスタープラン、立地適正化計画も「(仮称)ひょうごの都市計画ビジョン」を即するものとする。



3 都市計画の基本的視点

都市計画の基本的視点として、県政の基本指針である「ひょうごビジョン2050」と県のまちづくり施策の総合的な方針である「まちづくり基本方針」に即した都市づくりを進める。

(1) 本県の将来像（ひょうごビジョン2050）

[めざす姿]

「誰もが希望を持って生きられる
一人ひとりの可能性が広がる『躍動する兵庫』」

自分らしく生きられる社会

- ✓自由になる働き方
- ✓居場所のある社会
- ✓世界に広がる社会

新しいことに挑戦できる社会

- ✓みんなが学び続ける社会
- ✓わきあがる挑戦
- ✓わきたつ文化

誰も取り残されない社会

- ✓みんなが生きやすい地域
- ✓安心して子育てできる社会
- ✓安心して長生きできる社会

自立した経済が息づく社会

- ✓循環する地域経済
- ✓進化する御食国
- ✓活動を支える確かな基盤

生命の持続を先導する社会

- ✓カーボンニュートラルな暮らし
- ✓分散して豊かに暮らす
- ✓社会課題の解決に貢献する産業

(2) まちづくり基本方針

[基本コンセプト]

すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」
「訪れたい」ひょうご

[テーマの設定]

頻発化・激甚化する災害への備え、地方回帰の動き、持続可能な地域づくりへの転換、世界的な脱炭素社会の実現に向けた動きなどの社会の潮流を踏まえて設定

安全・安心

- ✓防災・減災のまちづくり、都市の強靱化
- ✓安心して暮らせるユニバーサルなまちづくり 等

魅力・挑戦

- ✓個性を磨き、地域の魅力を高めるまちづくり
- ✓新たな価値を生むコミュニティビジネスやスタートアップへの挑戦 等

持続・循環

- ✓住民主体の持続可能な地域経営
- ✓カーボンニュートラル、スマートシティの形成
- ✓自然環境や生物多様性の保全 等

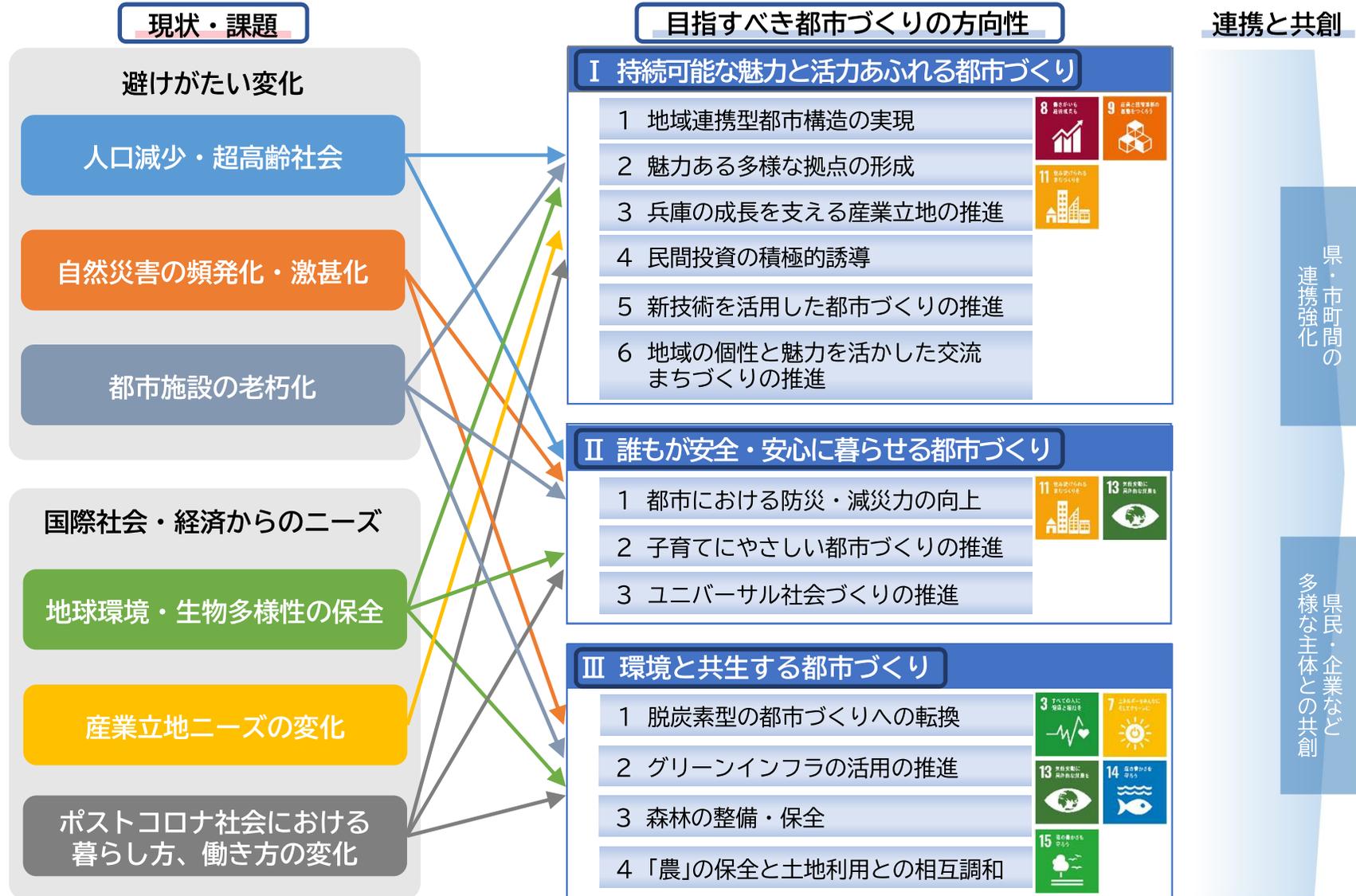
4 都市計画に関する現状と課題

都市計画に関する現状と課題を大きく「避けがたい変化」と「国際社会・経済からのニーズ」にグルーピングし、それぞれ3項目、計6項目で整理

	現 状	課 題	
避けがたい変化	人口減少・超高齢社会	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 人口の減少・高齢化 ➢ 転出人口の増加 ➢ 人口の偏在化 ➢ 地域公共交通サービスの利用者減少 ➢ 交通弱者の増加 ➢ 小規模集落の急増 ➢ 空き家の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 持続可能な生活圏の確保 ➢ 人口の転出超過対策 ➢ 地域の魅力の向上と地域間交流の促進 ➢ 公共交通ネットワークの維持・確保及びまちづくりの取組との連携 ➢ 市街地や集落の低密度化対策 ➢ 既存ストック（空き家や空き地等の低未利用地等）の有効活用
	自然災害の頻発・激甚化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 気候変動の影響と風水害、土砂災害等の激甚化・頻発化 ➢ 南海トラフ地震等巨大地震の切迫 ➢ 災害リスク地域に人口が集中 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災・減災への更なる対策
	都市施設の老朽化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 道路、河川、下水道等の都市施設の老朽化 ➢ 維持管理や更新を担う建設技術者等の減少 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 都市施設の再構築 ➢ 新技術を活用した自動化や省力化の推進、予防保全型メンテナンスによるコスト抑制
国際社会・経済からのニーズ	地球環境・景観・生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 良好な自然環境の喪失・劣化とそれに伴う生物多様性の損失 ➢ カーボンニュートラル、脱炭素化の要請 ➢ 農地の減少、耕作放棄地の拡大 ➢ 都市農地・緑化の必要性 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 自然環境の保全、グリーンインフラの活用 ➢ 脱炭素社会への対応 ➢ 優良農地の保全 ➢ 都市と緑・農との共生
	産業立地ニーズの変化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ サプライチェーンの見直しに伴う製造業の国内回帰 ➢ ECの拡大による物流需要の増加 ➢ 交通網の充実等によるIC周辺等での産業用地需要の高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 産業立地ニーズへの柔軟な対応
	ポストコロナ社会における暮らし方・働き方の変化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ テレワークの進展による暮らし方、働き方の意識変化 ➢ 地方移住・田舎暮らしニーズの高まり 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 新たな暮らし方や働き方の変化（職住近接や多拠点居住等）への対応 ➢ 住まい近傍での生活機能充足ニーズへの対応 ➢ 地方移住や田舎暮らしニーズの取り込み

5 県の目指すべき都市づくりの方向性

「都市計画に関する現状・課題」と「目指すべき都市づくりの方向性」の関係を整理



6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

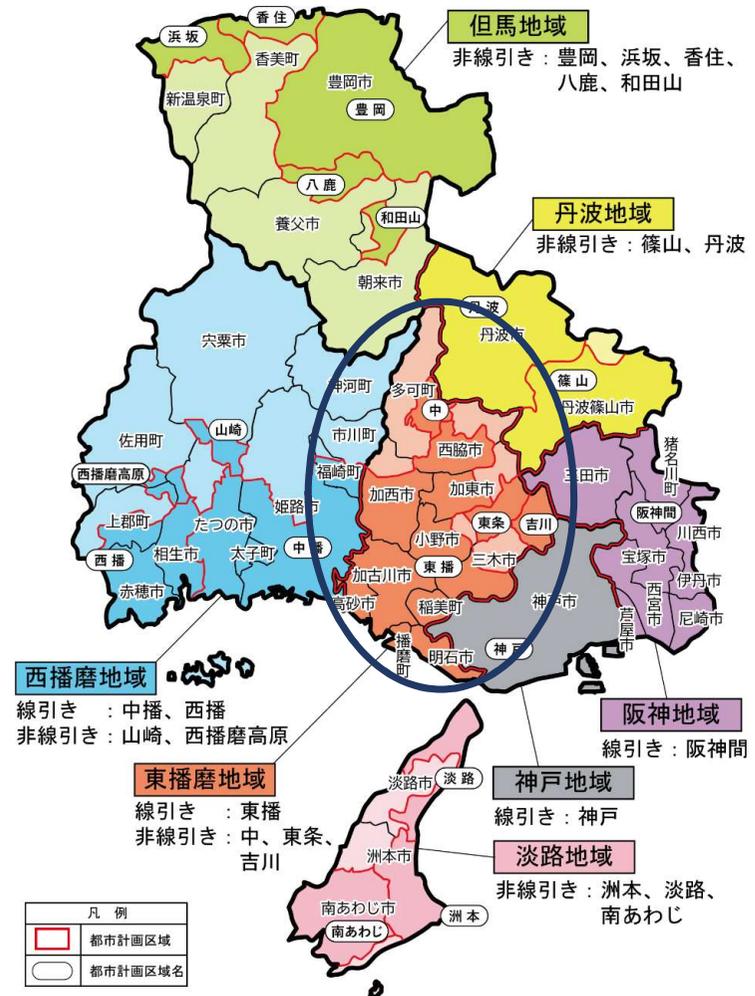
地域（都市計画区域マスタープランの策定単位）ごとの①特性、②魅力・強み、③課題を踏まえつつ、「5 県の目指すべき都市づくりの方向性」に即した『**地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針**』を設定する

都市計画区域マスタープランの策定単位

地域名	都市計画区域名	都市計画区域マスタープラン
神戸地域	神戸	○※1 (R4.1)
阪神地域	阪神間	○ (R3.3)
東播磨地域 →播磨東部地域※2	東播	○ (R3.3)
	中	
	東条 吉川	
西播磨地域 →播磨西部地域※2	中播	○ (R3.3)
	西播	
	西播磨高原	
但馬地域	豊岡	○ (R3.3)
	浜坂	
	香住 八鹿 和田山	
丹波地域	篠山	○ (R3.3)
	丹波	
淡路地域	洲本	○ (R3.3)
	淡路	
	南あわじ	

※1 神戸の都市計画区域マスタープラン等については神戸市が決定

※2 県民局名称との混同を避けるため、今回の見直しに併せて名称を変更



6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

(2) 播磨東部地域

① 地域の特徴

■ 地勢

- ・ 県中央部に位置し、東は神戸・阪神地域、西は播磨西部地域、北は丹波地域、南は瀬戸内海に面する約1,162km²の地域（可住地：約624km²、54%）
- ・ 県内最大の流域面積を有する加古川が中央を南北に流れる（沿岸～山陽道付近）
- ・ 播州平野が広がり、東部に日本有数のため池密度を誇る印南野台地（山陽道～中国道付近）
- ・ 青野ヶ原台地を挟んで東西にそれぞれまとまった平坦地が広がる（中国道以北）
- ・ 山地が主体で、加古川・杉原川に沿って谷底平野が形成

■ 土地利用

- （沿岸～加古川バイパス）
- ・ JR山陽本線、山陽電鉄、国道2号等に沿って帯状に市街地が連たん
- ・ 沿岸の埋立地に重化学工業が発達（播磨臨海工業地域）（加古川バイパス以北）
- ・ 平坦地に農業地帯（主に水田）が広がり、島状に市街地が形成
- ・ 神戸電鉄粟生線沿線の丘陵地にニュータウンが形成（三木市）
- ・ 中国道、山陽道のIC周辺に産業団地が形成
- ・ 東部の丘陵地にゴルフ場が多数（三木市は25ヶ所で西日本最多）

■ 人口

- ・ 約97万人（県全体の約18%）

■ 交通

（鉄道）

- ・ JR山陽本線・山陽電鉄が東西方向に並走し、JR加古川線が南北を縦断
- ・ 神戸電鉄粟生線・北条鉄道が内陸の市街地を結ぶ

（基幹道路）

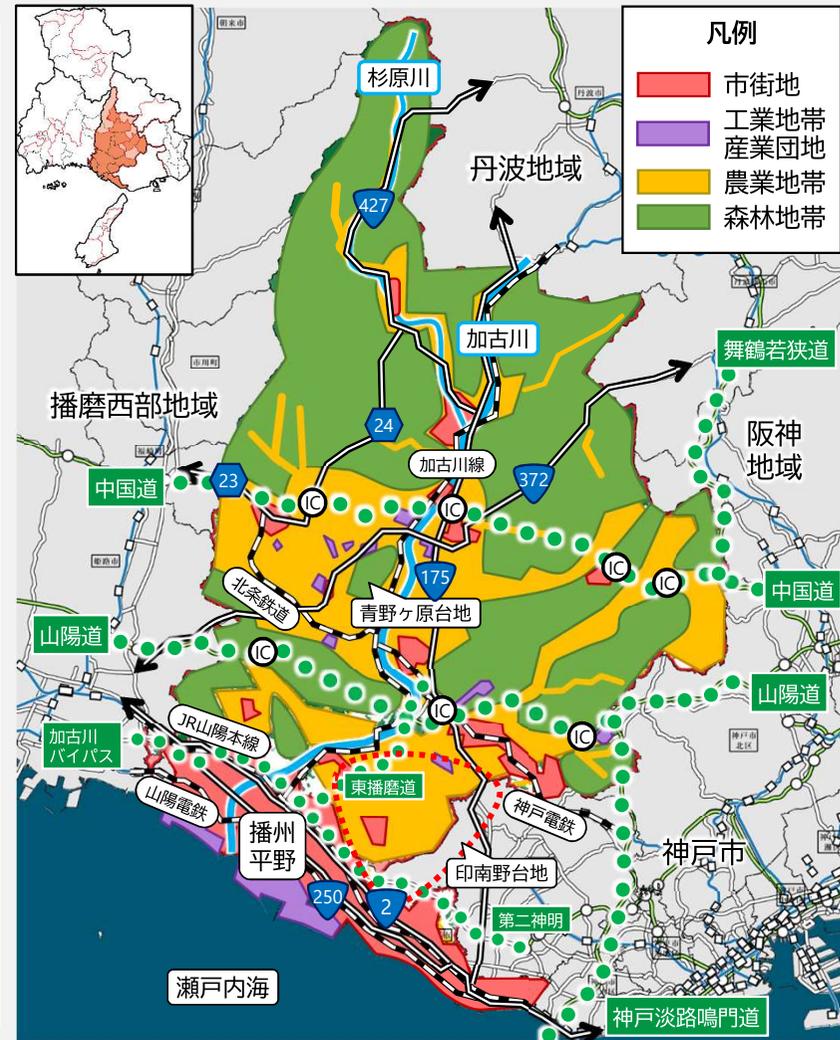
- ・ 東西方向には中国道・山陽道のほか加古川バイパス等の自動車専用道路
- ・ 南北を国道175号が縦断、国道372号が姫路～丹波篠山へ連絡
- ・ 東播磨道が臨海部と内陸部（国道175号）を結ぶ（R7全線開通予定）
- ・ 新たなスマートIC（（仮称）三木スマート）が整備中

（バス）

- ・ 内陸部を中心に神姫バスの路線が発達し、神戸・大阪方面へ連絡

（海上交通）

- ・ 明石港～岩屋港が航路で結ばれている



6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

(2) 播磨東部地域

② 地域の魅力・強み

■ 県内有数の水田農業地域

- ・ 加古川流域には播州平野が広がり、東条湖や翠明湖などから安定した水を供給する疏水やため池が整備されるなど、豊かな農業地域である
- ・ 内陸部は酒米「山田錦」の国内最大の生産地であり、県内有数の水田農業地域となっている

■ 発達した交通網

- ・ 中国道・山陽道が東西に横断し、舞鶴若狭道、神戸淡路鳴門自動車道に接続する東西南北の結節点として交通利便性が高い
- ・ 東播磨道(高規格道路、R7全線開通予定)、西脇北バイパス(高規格道路)など地域内の南北交通の強化が進む
- ・ 臨海部では東西方向の鉄道網が充実し、神戸・阪神間や姫路地域への交通の便が良く、住宅地としての需要も高まっている

■ 匠の技術が生きるものづくり産業

- ・ 臨海部には鉄鋼、化学工業などの装置型産業が集積
- ・ 内陸部は伝統的に地場産業(播州織、金物、釣針等)が盛んであり、平坦な地形と高速道路網を背景に産業団地が多数形成されている

■ 多彩な公園とスポーツ環境

- ・ 明石公園、播磨中央公園、三木山森林公園、三木総合防災公園、三木ホースランドパーク、県立フラワーセンターなど多彩な公園施設
- ・ 内陸部は全国有数のゴルフ場が立地する地域であり、青野運動公園などスポーツリゾートも充実



田園風景(加東市)



ひょうご小野産業団地(小野市)



明石公園(明石市)

③ 地域の課題

■ 土地利用に関する課題

(都市機能の配置)

- ・ 商業施設、文化施設等の多くが幹線道路沿いなどに分散して立地しており、明石駅など一部を除いて駅周辺への都市機能の集積が十分でない
- ・ 内陸部では、臨海部に比べ都市機能の集積度は低い

(市街化調整区域の土地利用)

- ・ 東播都市計画区域の内陸部では、合併前の旧町村中心部も含め面積で約9割を占める市街化調整区域に人口の4割以上が居住していることから、地域の活力維持に資する土地利用が求められている

■ 交通インフラの課題

- ・ 加古川バイパス、国道2号、国道250号等において、朝夕の通勤時間帯を中心に渋滞が慢性化
- ・ JR加古川線、神戸電鉄粟生線、北条鉄道の利用者数が低迷

■ 水害のリスク

- ・ 地球温暖化に伴い異常気象が頻発が予測されており、加古川水系等の氾濫による水害のリスクが高まっている

東播都市計画区域における市街化調整区域の面積・人口比率(R4.3)

	比率	
	面積	人口
東播都市計画区域	78.0%	17.2%
東播磨地域	57.7%	9.5%
明石市	21.3%	2.0%
加古川市	70.9%	16.3%
高砂市	37.0%	3.1%
稲美町	90.7%	53.3%
播磨町	7.6%	1.4%
北播磨地域	91.3%	43.6%
三木市	83.1%	22.9%
小野市	92.8%	59.0%
加西市	95.1%	68.1%
西脇市	92.2%	39.9%
加東市	90.8%	39.5%

平成30年豪雨被害(北播磨地域)
 床上・床下浸水 / 約100件
 農地・ため池破損 / 約700カ所
 農産物等被害額 / 約36億6千万円

■ 地場産業の継承

- ・ 播州織、利器工匠具(大工道具)の事業所数は近年減少傾向にあり、とりわけ播州織はコロナ禍の影響を受け、生産額の落ち込みが大きくなっている

6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

(2) 播磨東部地域

④ 都市づくりの方針【目指すべき都市構造】

- 臨海部では神戸市や姫路市との役割分担に留意しつつ、地域全体での都市機能の集積や基幹産業や新産業の立地を促進する
- 内陸部では、隣接する地域拠点において都市機能の相互補完を図るとともに、IC周辺等において産業団地の形成を促進する

拠点

✓ 地域拠点

- 臨海部では明石駅や加古川駅等、地域全体を対象とした複合的な都市機能の集積を図る
- 内陸部では鉄道駅、官公庁周辺等において都市機能の相互補完等も勘案し、地域全体での都市機能の確保を図る

✓ 生活拠点

- コミュニティでの商業、医療・福祉等の日常生活に必要なサービス等の確保を図る

✓ 産業拠点

- 播磨臨海地域のほか、IC等広域交通結節点周辺など産業立地に適した地区において、計画的な産業集積を図る

交通ネットワーク

✓ 広域連携軸

- 神戸西バイパスや播磨臨海地域道路の整備により広域拠点である神戸、姫路を含む東西方向の交通ネットワークの更なる強化を図る
- 本地域と丹波地域を結ぶ東播磨道や東播丹波連絡道路の整備により、南北方向の交通ネットワーク強化を図る
- JR0-加線等の鉄路の維持を図る

✓ 地域内連携軸

- 鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成し、広域連携軸へのアクセスや地域拠点、生活拠点の連携を強化する



6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

(2) 播磨東部地域

④ 都市づくりの方針【目指すべき都市構造】

エリア

✓ 市街地

- 臨海部では、利便性の高い駅周辺等において、高度利用や、きめ細かな土地利用の見直し等により、一定の人口密度を維持する
- 内陸部では、低未利用土地の整備や交通結節機能の強化、拠点における都市機能の維持・誘導を図り、個性と魅力あるまちづくりを推進する
- 環境への負荷軽減や良好な景観形成、災害時の防災空間等に資する都市農地の保全と活用を推進する

✓ 市街地以外

- 集落の機能維持や、広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進するとともに、コミュニティバス等により地域拠点や生活拠点との連携を支え、活力を維持する
- 区域区分を設定している都市計画区域においては、原則これを維持しつつ、地域活力の維持・向上を図るため、特別指定区域や地区計画等の制度を活用した計画的なまちづくりを推進する
- 市街化調整区域の面積・人口比率が高い内陸部においては、必要に応じ、地域の特性やニーズに応じたスピーディな土地利用を実現し地域活力の維持を図るため、影響調査の結果等を踏まえ、「農」との健全な調和を前提として、区域区分に代わる市町が主体となった土地利用コントロールへの移行を検討する
- 播磨中部丘陵県立自然公園等の山々、加古川等の河川等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全する



6 地域ごとの目指すべき都市づくりの主な方針

(2) 播磨東部地域

④ 都市づくりの方針【重点テーマ】

1 都市機能の充実と交通ネットワークの維持・強化

- 明石駅や加古川駅等以外の公共交通軸上の拠点など日常生活を営むエリアにおいても身近な都市機能の立地誘導や確保を図る
- 地域と駅を結ぶ移動手段(デマンド交通等)の強化や、パーク&ライドの推進、自転車駐輪場の整備、サイクルレインの運行等、二次交通の充実によりJR加古川線、神戸電鉄粟生線、北条鉄道等の鉄道利用を促進し、公共交通ネットワークを維持する
- 播磨臨海地域道路や東播丹波連絡道路(西脇北パパス)の整備を着実に進め、渋滞緩和や物流の効率化を図る



JR土山駅前の都市型商業施設(播磨町)



播磨臨海地域道路

3 伝統と次世代の産業の推進

- 播磨臨海地域等において、水素等の新エネルギーの活用等、カーボンニュートラルの形成を推進するとともに、次世代成長産業をはじめとする企業の立地や投資を促進する
- 播州織や金物等の伝統あるものづくり産業が立地する職住近接の地域においては、住環境と操業環境に配慮した土地利用を誘導するとともに、地域産業の振興を図る



東播磨港



1765年創業の金物問屋(三木市)

2 「農」の保全と健全な調和

- ため池の適切な管理・保全や、各法令に基づく重層的な土地利用規制等により農地を保全することで、農業の健全な発展を図るとともに、雨水の貯留浸透や生物多様性の保全など多面的機能の維持を図る
- 産業団地等の開発需要に対しては、都市的土地利用と農業的土地利用の適切なゾーニングのもと、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る



加古大池と農地(稲美町)



加西インター産業団地(加西市)

4 集落の地域コミュニティ維持

- 集落と市内の拠点を結ぶ公共交通について、地域の利用実態やニーズ等を踏まえつつ、特性に応じた交通体系の構築や公共交通等の充実を図る
- 集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の集約・維持を図るとともに、デジタルを活用した遠隔医療・教育、ドローン宅配等の導入も検討する
- 空き家や農地等を活用した地域住民や都市住民との交流、二地域居住や移住定住等の促進を図る



デマンド型乗り合い送迎バス(加古川市)



空家活用特区(県条例)に指定
(西脇市嶋地区)